

利 用 者 の た め に

I 農林業センサスの沿革

センサスとは、通常、調査対象のすべてについて調査票を用い、基本的な項目に係る調査を行うことを意味する。

これに対し、個々の調査対象に当たることなく、既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する方法を表式調査という。農林業統計でセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に万国農事協会の提唱に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。したがって、それを最初の農業センサスとはいいがたい。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるといえる。その後、この農家一斉調査の経験を基に、それまでの表式調査を改め、昭和16年から農林水産業基本調査要綱に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかった。

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言

葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至って国際連合食糧農業機関（FAO）が世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に、我が国独自の農業センサスを実施することとなった。

なお、農業集落調査は、昭和30年から農業センサスの一環として実施されている。

今回の2000年世界農林業センサスは、戦後11回目の農業センサスであり、林業センサスとしては5回目である。

また、沖縄県においては琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから6回目、戦後では9回目の農業センサスであり、林業センサスとしては1980年世界農林業センサスから3回目となっている。

II 2000年世界農林業センサスの概要

1 調査の目的

2000年世界農林業センサスは、我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施したものである。

2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて行った。

3 調査の体系

調査体系は、次のとおりである。

なお、調査の企画・設計はすべて農林水産省大臣官房統計情報部で行った。

調査の種類		調査対象	調査組織	調査期日	調査方法
農業事業体 調査	農家調査	農家の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員	平成12年2月1日 （沖縄県は平成11年12月1日）	調査客体の自計申告調査
	農家以外の農業事業体調査	協業経営体、会社等の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員	同上	同上
農業サービス事業体調査		農業サービス事業体の全数	農林水産省－地方農政局－統計情報事務所－同出張所	同上	同上
農業集落調査		農業集落の全数	同上	同上	出張所職員が農業集落の精通者に面接する聞き取り調査
林業事業体 調査	林家調査	林家の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員	同上	調査客体の自計申告調査
	林家以外の林業事業体調査	会社等の全数	農林水産省－都道府県－市区町村－指導員	同上	同上
林業サービス事業体等調査		林業サービス事業体等の全数	農林水産省－地方農政局－統計情報事務所－同出張所	同上	同上
林業地域調査		林業地域の全数	同上	平成12年8月1日	都道府県の自計申告、出張所職員の面接聞き取り及び林野庁行政記録の活用

4 調査の対象地域の範囲

調査対象の範囲は、全国とした。

III 農業集落の概念

農業集落とは、市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

具体的には、農道・用水施設の維持・管理、共有林野、農業用の各種建物や農機具等の利用、労働力（ゆい、手伝い）や農産物の共同出荷等の農業経営面ばかりでなく、冠婚葬祭その他生活面にまで密接に結びついた生産及び生活の共同体であり、さらに自治及び行政の単位として機能してきたものである。

昭和30年臨時農業基本調査（以下「臨農」という。）においては、「農業集落とは、農家が農業上相互に最も密接に共同しあっている農家集団である。」と定義し、市町村区域の一部において農業上形成されている地域社会のことを意味している。具体的には、行政区や実行組合の重なり方や各種集団の活動状況から、農業生産面及び生活面の共同の範囲を調べて農業集落の範囲を決めた。

1970年世界農林業センサスにおいては、農業集落は農家の集団であるという点で臨農の定義を踏襲しているが、集団形成の土台には農業集落に属する土地があり、それを農業集落の領域と呼び、この領域の確認に力点を置いて設定した。この意味で農業集落の範囲を

属地的にとらえ、一定の土地（地理的な領域）と家（社会的な領域）とを成立要件とした農村の地域社会であるという考え方をとり、これを農業集落とした。

1980年世界農林業センサスにおいては、農業集落の区域は、農林業センサスにおける最小の集計単位であると同時に、農業集落調査の調査単位であり、統計の連続性を考慮して農業集落の区域の修正は最小限にとどめることとし、1975年農業センサスで設定した農業集落（1970年を踏襲）をそのまま原則として踏襲した。また、1990年世界農林業センサスにおける農業集落の区域についても、農業集落別統計の連続性の維持や農業集落別に農家調査結果と農業集落調査結果を統合化して農業構造の実態を統計的に明らかにするために、集落の区域の修正は必要最小限にとどめることとし、1985年農業センサス時に定められた農業集落の区域を原則として踏襲した。

今回2000年世界農林業センサスにおいても、農業集落の区域は、農業集落別統計の連続性の維持や農業集落別に農家調査結果と農業集落調査結果を統合して農業構造の実態を総合的に明らかにするために、1995年農業センサス時に定められた農業集落の区域を原則として踏襲することとした。

IV 農業集落類型別統計の対象

- 1 農業集落類型別統計は、全国の約13万5千農業集落（ただし、農家点在地^(註)を除く。）について、2000年世界農林業センサスの一環として作成した「2000年世界農林業センサス農業集落カード」（以下「農業集落カー

ド」という。)のデータを収録した磁気テープを用い、Vで述べる農業集落の類型別に集計したものである。

(注) 農家点在地とは、従前、農業集落としての機能をもっていた地域であっても、ほとんど市街化されてしまったため、非農家の間にごく少数の農家が点々と存在しているだけになったり、著しい過疎化のために農家がわずかになってしまい、農業集落としての機能があると認められない地域である。

2 農業集落カードは、農村の地域社会における最小の単位である農業集落ごとに、農業・農村の社会構造の現状や構造変化等がみられるように、2000年世界農林業センサス農家調査及び農業集落調査の結果の主要項目を掲載するとともに、類型区分、分析指標も併せて掲載したものである。

なお、農業集落カードの掲載項目は巻末に掲載した「2000年世界農林業センサス農業集落カード様式」のとおりである。

V 農業集落類型の設定

1 農業集落類型設定の考え方

都市化、混住化の進行と、他方では過疎化の進行、兼業化に伴う農家構成の多様化、高齢化の進行等によって等質的であった農村地域社会は様々に変容をみせており、このような農業・農村構造の現状と変容を一目で明らかにするため、農業集落の属性により区分した統計が必要である。

このため、次のような視点により農業集落類型を大別して、13の類型化を行った。

① 農業集落が所在する場所、構成等に表

れた地域分化の違いを明らかにする。〔基本的属性に関する分類〕

② 農業生産を取り巻く諸条件による地域農業生産構造の違いを明らかにする。〔農業生産構造に関する分類〕

③ 社会経済的立地条件及び農業集落の機能を明らかにする。〔社会経済的立地等に関する分類〕

(1) 基本的属性に関する分類

農業集落の自然立地条件は、どの農業集落にも関連する要件であるが、その違いを表す諸指標を組み合わせ、所在する場所、構成、規模によって次の類型を設定した。

ア 基礎類型

農業集落がどのようなところに所在しているかを、農業集落の立地条件を表す指標として次のように区分した。

〈第1次区分〉

農業集落の所在する市区町村の総人口（平成12年10月1日現在）規模により区分した。

〈第2次区分〉

農業集落の所在する旧市区町村を宅地率、耕地率、林野率等の土地的指標により設定した農業地域類型（平成13年11月時点の旧市区町村の地域類型とした。）により区分した。

〈第3次区分〉

農業集落の総耕地面積に対する水田面積の割合により区分した。

イ 農家率別類型

本来の農業集落は、農業集落の担い手である農家を基幹的構成員とした社会集団であるが、最近の農業集落は、混住化

が進展し、地域分化がみられる。

そこで農業集落の社会的構成と都市化の程度を表す指標として次のように区分した。

〈第1次区分〉

農業集落を構成する農家率（総戸数に対する農家数の割合）により区分した。

〈第2次区分〉

農業集落の総戸数規模により区分した。

ウ 販売農家率別類型

兼業化が進行する中で、生計の大部分を農外収入等に依存している自給主体の農家が増加してきており、その性格が販売を目的とした農家とは質的に異なっている。

そこで農業集落の構成員である農家の分化状況を表す指標として次のように区分した。

〈第1次区分〉

農業集落における販売農家率（総農家数に対する販売農家数の割合）により区分した。

〈第2次区分〉

農業集落の総農家数規模により区分した。

エ 人口動態別類型

農業集落の居住人口は、社会集団としての規模を表すものであり、この人口の動向は、農業集落の構造変化を示す重要な指標と考えられる。

そこで農業集落の所在する市区町村人口の増減が農業集落の農家人口にどのような影響を与えるかをみる指標として次のように区分した。

〈第1次区分〉

農業集落の所在する市区町村の1995年から2000年にかけての人口増減率により区分した。

〈第2次区分〉

農業集落の農家人口の1995年から2000年にかけての増減率により区分した。

(2) 農業生産構造に関する分類

農業、農村における最近の生産構造、経営構造及び区画整理状況などの差異に関する類型とし、次の類型を設定した。

ア 田の区画整理率別類型

農業集落における農業生産基盤の整備状況や農地の集約化による規模拡大及び機械の大型化等にみられる土地利用型農業の進展を示す指標として次のように区分した。

〈第1次区分〉

農業集落の田の耕地面積規模により区分した。

〈第2次区分〉

農業集落の田の区画整理率（田の耕地面積に対する区画整理面積の割合）により区分した。

イ 農業集落主位作目別類型

農業生産の地域における経営部門の特色や産地化形成の状況をみる指標として、農業集落における販売農家のうち、農産物販売金額第1位部門の割合が最も高い作目別に区分した。

ウ 65歳未満男子農業専従者率別類型

農業集落における農業労働力の保有状況や農業生産の安定度を人からみた指標として、農業従事者に対する65歳未満の

男子農業専従者の割合により区分した。

- エ 65歳未満農業専従者がいる農家率別類型
農業集落における農業労働力の保有状況や農業生産の安定度を家からみた指標として、農業集落の総農家数に対する65歳未満の農業専従者がいる農家数の割合により区分した。

(3) 社会経済的立地等に関する分類

農業集落を取り巻く社会経済的条件及び農業集落の仕組みなどを明らかにするため、次の類型を設定した。

ア 社会経済的立地別類型

農業集落の所在地が社会経済的立地条件による都市化の影響とどのような関係にあるのかをみる指標として次のように区分した。

〈第1次区分〉

農業集落の所在する市区町村の総人口（平成12年10月1日現在）規模により区分した。

〈第2次区分〉

農業集落からD I D旧市区町村までの所要時間により区分した。

イ 都市計画区域・農業振興地域別類型

農業集落における法制上の地域指定からみた混住化の中での農家数規模を示す指標として次のように区分した。

〈第1次区分〉

都市計画区域と農業振興地域の指定の有無により区分した。

〈第2次区分〉

農業集落の総農家数規模により区分した。

ウ 山村・過疎・特定農山村地域別類型

山村、過疎、特定農山村地域に指定された農業集落における農家数の増減及び老齢化の進行度合いを表す指標として次のように区分した。

〈第1次区分〉

振興山村地域、過疎地域及び特定農山村地域の指定の有無により区分した。

〈第2次区分〉

農業集落の農家数の1995年から2000年にかけての増減率により区分した。

〈第3次区分〉

農業集落の総農家人口に対する65歳以上農家人口の割合により区分した。

〈第4次区分〉

振興山村地域、過疎地域、特定農山村地域、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域のいずれかの指定の有無により区分した。

エ 集落の管理機能状態別類型

農業集落の共同体としての機能の強度をみる指標として次のように区分した。

〈第1次区分〉

農業集落の寄り合いの開催回数により区分した。

〈第2次区分〉

農業集落における農道の管理方法により区分した。

オ 65歳以上農家人口率別類型

農業集落における農家人口の老齢化の進行度合いを表す指標として、農業集落の総農家人口に対する65歳以上の農家人口の割合により区分を行った。

VI 用語の解説と利用上の注意

1 用語の解説

本報告書の用語については、2000年世界農
林業センサスに関する報告書の「用語の説明」
の項を参照されたい。

(1) 農家調査に関する事項

第2巻 農家調査報告書 ー総括編ー

(2) 農業集落調査に関する事項

第9巻 農業集落調査報告書

2 統計数値について

(1) 本報告書の集計対象は農家点在地を除い
た農業集落であるため、本報告書の数値は
農家調査報告書の数値とは一致しない。

(2) 本報告書の統計表に掲載している項目の
中で、沖縄県については調査していない項
目があるが、これらについては項目の中に「(沖
縄県を除く。)」と表示してあるので留意さ
れたい。

3 添付CD-ROMについて

本書には、巻末に本書に掲載した統計表の
ファイルを収録したCD-ROMが添付して
あるので、データの加工等に利用されたい。

なお、CD-ROMの利用方法については、
CD-ROMに収録されている、readme.txt
を参照されたい。

連絡先：農林水産省大臣官房統計情報部

構造統計課 農林業センサス統計班

電 話：(03) 3502-8111 内線2642、2646

(03) 3591-4603 (直通)



統計はあなたの暮らしに活きている